



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年4月26日火曜日 第302号

◇ 目 次 ◇

県税の収納事務の委託.....（税務課）... 417
 指定納付受託者の指定.....（ " ）... 417
 建設業者の営業の停止命令.....（土木管理課）... 418
 指定納付受託者の指定.....（会計課）... 418
 土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....（東予地方局農村整備課）... 418
 土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 419
 土地改良事業の計画の変更の認可.....（ " ）... 419
 土地改良区役員の就退任の届出（10件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 419
 土地改良区連合役員の就退任の届出.....（ " ）... 422
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 423
 土地改良区連合役員の就退任の届出.....（ " ）... 423
 道路の区域変更（一般国道197号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 423
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 424
 道路の区域変更（県道俵津三瓶線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 424
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 424

公 告

令和4年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（行革分権課行政管理室）... 424
 令和4年度において県が発注する建設工事関連業務に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（ " ）... 429
 毒物劇物取扱者試験の実施.....（薬務衛生課）... 432

公営企業公告

中央病院院内LAN設備機器の借入れ.....（公営企業管理局総務課）... 432

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第470号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA	愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）に規定する自動車税種別割のPay-easy納付に係る収納事務	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

○愛媛県告示第471号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町2丁目4番地7 ミツワ勝山町ビル5階	愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）に規定する自動車税種別割	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和4年4月1日
株式会社いよぎんディーシーカード	愛媛県松山市三番町4丁目12番地1 いよぎん三番町ビル2階	愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）に規定する自動車税種別割	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和4年4月1日

○愛媛県告示第472号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止 を命じた 年月日	停止を命じた 営業の範囲	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ずる 原因となった事実
(般-29) 第15071号	平成29年 7月12日	黒川建設	黒川 辰二	西条市小松町新屋 敷甲2043-1	令和4年 4月15日	建設業の営業の 全部	令和4年4月26 日から28日まで (3日間)	黒川建設の代表者は、同氏所有の資材置場において、法定の除外事由がないのに、自身が請け負った建設工事から発生した廃棄物である木くずを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で罰金の略式命令を受け、平成30年1月5日、その刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

○愛媛県告示第473号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）に規定する手数料	令和4年5月1日から 令和5年3月31日まで	令和4年4月1日

○愛媛県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 内 賢 三	四国中央市川之江町2246番地1
監 事	内 田 真 一	四国中央市新宮町新瀬川285番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 有 利	四国中央市川之江町2951番地
監 事	三 鍋 久 司	四国中央市川滝町領家1313番地3

○愛媛県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市三津屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し

た旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 一 雄	西条市三津屋南12番7
"	一 色 和 成	西条市三津屋370番地
"	一 色 守	西条市周布440番地12
"	石 原 康 英	西条市三津屋77番地1
"	越 智 俊 文	西条市三津屋南12番12
"	一 色 勝	西条市三津屋南13番6
監 事	頼 木 勇 二	西条市周布367番地2
"	徳 永 幸 樹	西条市北条1660番地3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 一 雄	西条市三津屋南12番7
"	一 色 和 成	西条市三津屋370番地
"	一 色 守	西条市周布440番地12
"	石 原 康 英	西条市三津屋77番地1

"	越 智 俊 文	西条市三津屋南12番12
"	一 色 勝	西条市三津屋南13番 6
監 事	頼 木 勇 二	西条市周布367番地 2
"	一 色 英 雄	西条市三津屋79番地 5

○愛媛県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	神 野 幸 男	新居浜市宇高町三丁目 5 番23号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	白 石 和 久	新居浜市西町 5 番28号

○愛媛県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長 井 正千代	今治市東村 2 丁目 3 番26号
"	田 窪 春 治	今治市山方町 2 丁目甲1146番地の 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長 島 清 志	今治市大正町 7 丁目 1 番 3 号

○愛媛県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、丹原町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年4月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、西条市下島山土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年4月18日認可した。

令和4年4月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

○愛媛県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	丹 下 邦 夫	松山市南江戸 2 丁目 7 - 23

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒 岡 光 行	東温市樋口1175番地
"	藤 田 恒 心	東温市樋口298番地
"	林 讓 二	東温市樋口86番地 2
"	相 原 道 則	東温市樋口741番地
"	渡 部 隆 弘	東温市樋口714番地
"	和 田 泰 紀	東温市樋口841番地
"	森 一 正	東温市樋口694番地 1
"	恒 岡 俊 輔	東温市樋口1186番地
"	山 本 健 吾	東温市樋口671番地 3
"	和 田 武 久	松山市祝谷 3 丁目 6 番地30
監 事	和 田 勇 記	東温市樋口923番地 3
"	和 田 清 昭	東温市樋口747番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒 岡 光 行	東温市樋口1175番地
"	和 田 邦 夫	東温市樋口378番地 2
"	佃 正 行	東温市樋口83番地
"	渡 部 初 美	東温市樋口159番地 1
"	河 内 哲 一	東温市樋口285番地 1
"	山 本 益 男	東温市樋口1105番地 3
"	和 田 浩	東温市樋口612番地
"	窪 田 健 二	東温市樋口1210番地 2
"	水 田 博 道	東温市樋口1224番地
"	和 田 小由利	東温市樋口1251番地
監 事	和 田 彰 三	東温市横河原1304番地 1
"	森 本 明 徳	東温市樋口935番地

○愛媛県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists newly appointed members including 池川和裕, 林茂, 高木憲治, etc.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists resigned members including 池川和裕, 林茂, 高木憲治, etc.

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists newly appointed members including 武智孝志, 渡部進, 渡部真二, etc.

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists resigned members including 東武則, 海稻哲郎, 野村壮太.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists resigned members including 玉乃井進, 武智孝志, 渡部真二, etc.

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市牛淵下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists newly appointed members including 前島義之, 八木宏憲, 大島春樹, etc.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists resigned members including 前島義之, 八木宏憲, 大島春樹, etc.

"	日 野 治 男	東温市牛淵734番地
"	山 内 誠 治	東温市牛淵815番地
監 事	八 木 伸 泰	東温市牛淵1097番地
"	小 山 澄 男	東温市牛淵797番地

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 智 安 史	東温市上林甲1681番地
"	森 数 正	東温市上林甲685番地
"	森 善 政	東温市上林甲2813番地
"	森 忠 臣	東温市上林甲1655番地
"	山 内 均	東温市上林甲3582番地
"	山 内 一 正	東温市上林甲1883番地 2
"	桂 浦 新 吾	東温市上林甲578番地
"	相 原 隆 利	東温市上林甲1052番地
"	渡 部 成 二	東温市上林甲1665番地
"	石 田 嘉 子	東温市上林甲2020番地
"	菅 原 裕 治	東温市上林甲2620番地
"	菅 原 眞 司	東温市上林甲2814番地
"	森 健 三	東温市上林甲2574番地
"	日 野 泉	東温市上林甲3224番地
"	渡 部 正 史	東温市上林甲3252番地
監 事	菅 原 英 敏	東温市上林甲2623番地
"	玉 井 洋 三	松山市北久米町560番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	八 木 利 文	東温市上林甲1602番地 1
"	山 内 義 男	東温市上林甲615番地 1
"	相 原 義 邦	東温市上林甲100番地
"	榊 原 正 幸	東温市上林甲503番地 1
"	相 原 修	東温市上林甲1031番地
"	森 武 男	東温市上林甲1239番地
"	森 勇 人	東温市上林甲1696番地 2
"	菅 原 悦 朗	松山市来住町1189番地 1
"	菅 能 克	東温市上林甲2528番地
"	菅 能 一 志	東温市上林甲1579番地
"	森 徳 二 郎	東温市上林甲2786番地
"	青 木 隠	東温市上林甲2861番地 1
"	森 良 貴	東温市上林甲2898番地
"	渡 部 治 雄	東温市上林甲3225番地
"	渡 部 千 代 美	東温市上林甲3270番地
監 事	森 敏 明	東温市牛淵1289番地
"	森 寛 治	東温市上林甲1687番地

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 本 修	東温市下林甲877番地
"	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
"	井 上 準 一	東温市下林甲37番地 2
"	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1
"	丹生谷 康 彦	東温市下林甲781番地 1
"	藤 井 眞 嗣	東温市下林甲280番地 2
"	丹生谷 政 義	東温市下林甲553番地
"	白 石 盛 重	東温市下林甲1021番地 1
"	松 本 登 喜 夫	東温市下林甲1303番地 1
"	野 中 秀 宣	東温市下林甲1453番地
"	森 正 明	東温市下林甲1443番地 2
監 事	高 橋 計 一	東温市下林甲1357番地
"	森 賢 治	東温市下林甲133番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 巧	東温市下林甲243番地
"	井 本 修	東温市下林甲877番地
"	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
"	高 橋 計 一	東温市下林甲1357番地
"	井 上 準 一	東温市下林甲37番地 2
"	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1
"	丹生谷 秋 義	東温市下林甲681番地
"	山 本 泰 夫	東温市下林甲1293番地 2
"	高須賀 武 省	東温市下林甲719番地 1
"	丹生谷 康 彦	東温市下林甲781番地 1
"	八 木 久 夫	東温市下林甲1017番地
監 事	白 石 盛 重	東温市下林甲1021番地 1
"	森 賢 治	東温市下林甲133番地 1

○愛媛県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 重 昭	東温市下林甲1789番地 1
"	大 森 昭 吾	東温市下林甲2762番地 3
"	井 上 正 記	東温市下林甲2137番地

"	野中光彦	東温市下林甲1611番地2
"	渡部良吾	東温市下林甲2267番地8
"	原田豊	東温市下林甲1487番地1
"	小山敏幸	東温市下林甲1909番地
"	小山昌文	東温市下林甲2058番地1
"	越智信清	東温市下林甲2008番地5
"	森高康	東温市下林甲1926番地1
"	河野省三	東温市下林甲2389番地
"	青森俊也	東温市下林甲2440番地3
"	大森武彦	東温市下林甲2666番地
"	丹生谷順一	東温市下林甲2808番地
"	谷松孝弘	東温市下林甲2717番地
監事	植杉房夫	東温市下林甲2466番地
"	和食昇	東温市下林丙533番地29

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	植杉房夫	東温市下林甲2466番地
"	大野重昭	東温市下林甲1789番地1
"	野中光彦	東温市下林甲1611番地2
"	松原孝征	東温市下林甲1489番地
"	小山秋吉	東温市下林甲1901番地
"	片岡慶彦	東温市下林甲1960番地3
"	野中昭夫	東温市下林甲1553番地2
"	野中秀男	東温市下林甲2070番地2
"	森正敬	東温市下林甲2126番地2
"	河野悟志	東温市下林甲2371番地2
"	丹生谷順一	東温市下林甲2808番地
"	大森昭吾	東温市下林甲2762番地3
"	武智永年	東温市下林甲2692番地
"	谷松周二	東温市下林甲2851番地2
"	渡部良吾	東温市下林甲2267番地8
監事	野中孝三	東温市下林甲1994番地2
"	高橋茂	東温市下林甲2346番地1

○愛媛県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市正志	東温市上村甲186番地
"	武智信一	東温市上村甲239番地
"	高須賀伸治	東温市上村甲868番地1
"	野首修治	東温市上村甲41番地
"	平岡康彦	東温市上村甲121番地
"	武智彦志	東温市上村甲222番地1
"	石丸武夫	東温市上村甲172番地

"	高須賀紀子	東温市上村甲225番地
"	高須賀耕司	東温市上村甲510番地3
"	岩田正	東温市上村甲808番地3
"	岡田文明	東温市上村甲822番地
監事	永野通	東温市上村甲102番地
"	近藤治	東温市上村甲313番地3

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市正志	東温市上村甲186番地
"	武智信一	東温市上村甲239番地
"	倉瀬幸繁	東温市上村甲105番地
"	武智和夫	東温市上村甲497番地2
"	山下敏三	東温市上村甲234番地2
"	矢野登	東温市上村甲594番地1
"	高市公吉	東温市上村甲570番地
"	高須賀伸治	東温市上村甲868番地1
"	上田幹男	東温市上村甲738番地
"	野首国広	東温市上村甲95番地
"	野本浩介	東温市上村甲219番地2
監事	永野通	東温市上村甲102番地
"	近藤治	東温市上村甲313番地3

○愛媛県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	恒岡光行	東温市樋口1175番地
"	相原道則	東温市樋口741番地
"	渡部隆弘	東温市樋口714番地
"	恒岡俊輔	東温市樋口1186番地
監事	和田清昭	東温市樋口747番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	恒岡光行	東温市樋口1175番地
"	和田邦夫	東温市樋口378番地2
"	河内哲一	東温市樋口285番地1
"	水田博道	東温市樋口1224番地
監事	和田彰三	東温市横河原1304番地1

○愛媛県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次

のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒 岡 光 行	東温市樋口1175番地
"	藤 田 恒 心	東温市樋口298番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒 岡 光 行	東温市樋口1175番地
"	和 田 邦 夫	東温市樋口378番地 2

○愛媛県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 信 孝	西予市宇和町信里868番地
"	田 中 勝 也	西予市宇和町河内1150番地
"	平 田 圭 人	西予市宇和町東多田782番地
"	末 光 輝 至	西予市宇和町加茂826番地
"	片 岡 政 志	西予市宇和町空所556番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	二 宮 一 朗	西予市宇和町小原375番地
"	井 上 裕 也	西予市宇和町岩木2588番地
"	二 宮 乘 重	西予市宇和町西山田845番地 1
"	河 野 哲	西予市宇和町伊賀上983番地
"	門 脇 達 也	西予市宇和町神領843番地
"	谷 口 芳 男	西予市宇和町上松葉556番地
"	上 甲 俊 子	西予市宇和町稲生883番地
"	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
"	松 川 平 男	西予市宇和町明石1646番地
"	中 野 勝	西予市宇和町田野中208番地
監 事	松 本 作 幸	西予市宇和町皆田1271番地
"	松 本 庄 一	西予市宇和町伊延東456番地 2
"	信 宮 徹 也	西予市宇和町小野田575番地

退 任

○愛媛県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 信 孝	西予市宇和町信里868番地
"	宇都宮 信 介	西予市宇和町瀬戸690番地
"	河 野 健 一	西予市宇和町岡山142番地 1
"	和 家 伸 二	西予市宇和町伊延西699番地
"	井 上 清 吉	西予市宇和町信里1139番地 1
"	坪 田 信 義	西予市宇和町田苗真土849番地
"	水 野 徹 也	西予市宇和町清沢785番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	黒 田 貢	西予市宇和町大江724番地
"	二 宮 一 朗	西予市宇和町小原375番地
"	井 上 裕 也	西予市宇和町岩木2588番地
"	二 宮 浩	西予市宇和町郷内1464番地
"	二 宮 乘 重	西予市宇和町西山田845番地 1
"	三 好 鹿 次	西予市宇和町山田1680番地
"	河 野 哲	西予市宇和町伊賀上983番地
"	宇都宮 喜 久	西予市宇和町永長843番地
"	門 脇 達 也	西予市宇和町神領843番地
"	土 橋 儀 定	西予市宇和町久枝391番地
"	河 野 潤 二	西予市宇和町野田227番地
"	谷 口 芳 男	西予市宇和町上松葉556番地
"	上 甲 俊 子	西予市宇和町稲生883番地
"	萩 森 慎 一	西予市宇和町皆田753番地
"	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
"	兵 頭 修	西予市宇和町明間1799番地
"	松 川 平 男	西予市宇和町明石1646番地
"	黒 田 修	西予市宇和町常定寺242番地
"	上 甲 正 志	西予市宇和町平野105番地 1
"	中 野 勝	西予市宇和町田野中208番地
監 事	田 中 勝 也	西予市宇和町河内1150番地
"	阿 部 功	西予市宇和町下松葉324番地
"	渡 辺 邦 広	西予市宇和町新城777番地

○愛媛県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 田 浩 志	八幡浜市向灘832番地 2
"	清 水 稔	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地373番地 1

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	大洲市柚木834番2から 同市柚木849番1まで	旧	メートル 5.2~12.4	キロメートル 0.139	
			新	13.0~36.0	0.146	

○愛媛県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市柚木834番2から 同市柚木849番1まで	令和4年4月26日

○愛媛県告示第495号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	依津三瓶線	西予市明浜町依津7番耕地701番4地先から 同町依津7番耕地701番4地先まで	旧	メートル 3.9~12.0	キロメートル 0.095	
		西予市明浜町依津7番耕地701番4地先から 同町依津7番耕地701番4まで	新	10.6~42.8	0.095	

○愛媛県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	依津三瓶線	西予市明浜町依津7番耕地701番4地先から 同町依津7番耕地701番4まで	令和4年4月26日

公 告

○公 告

令和4年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に令和4年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中村時広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事

- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事
- (29) 解体工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

エ 共同企業体要綱第23条から第27条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第28条第2項の通知を受けた地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企

業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先
県のホームページ
（https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shinsa/shinsa3_4.html）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。
- (2) 提出先及び提出方法
別表の提出先に持参又は郵送により提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先については、別に公告するところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、令和4年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体に係る資格は、それぞれ当該特定建設工事共同企業体又は当該地域維持型建設共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和5年度及び令和6年度の資格審査

令和5年度及び令和6年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和4年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問合せ先

（制度全般）
愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室
入札監理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 968 2294
（申請・受付）
愛媛県土木部土木管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 912 2643

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2643	県外
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線308、309)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川1796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407、408)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262、268)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8769 (ダイヤルイン)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415、416)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406、407)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線134、135)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線205)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号 □□□-□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 () — 番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

令和4年度において県が発注する建設工事関連業務（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に令和4年度の建設工事関連業務に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業種区分

- (1) 測量業
- (2) 建築関係建設コンサルタント業
- (3) 土木関係建設コンサルタント業
- (4) 地質調査業
- (5) 補償関係コンサルタント業
- (6) その他建設工事関連業

2 建設工事関連業務に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 1に掲げる業種の事業のいずれかを営む者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者

(ア) 知事の審査を申請する日（以下「審査基準日」という。）

の直前2年の各事業年度における実績高の平均

(イ) 審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額

(ウ) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

イ 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、同要綱第10条第2項の通知を受けた共同企業体（当該共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 審査基準日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 所得税若しくは法人税若しくは特別法人事業税（本県分に限る。）若しくは地方法人特別税（本県分に限る。）又は消費税を滞納している者

エ 県税を滞納している者

4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

5 申請書類の入手方法及び提出方法

- (1) 入手方法

次のいずれかの方法による。

ア 県のホームページ（https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shinsa/shinsa3_4.html）からダウンロードする。

イ 10(1)の提出先に請求する。

- (2) 提出方法

持参又は郵送により10(1)の提出先に提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、共同企業体に係る申請書類の入手方法及び提出方法については、別に公告するところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後に於いて、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、令和4年度の建設工事関連業務に係る競争入札等について効力を有する。ただし、共同企業体に係る資格は、当該共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和5年度及び令和6年度の資格審査

令和5年度及び令和6年度の建設工事関連業務に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和4年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 申請書類の提出先及び問合せ先

- (1) 申請書類の提出先及び申請受付に関する問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ

〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 912 2643

- (2) 制度全般に関する問合せ先

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室入札監理グループ

〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 968 2294

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□-□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 () - 番

参加を希望する業種区分

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

業 種 区 分	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、令和4年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
令和4年8月4日（木）13時30分
- 2 試験の場所
愛媛県民文化会館（愛媛県松山市道後町2丁目5-1）
- 3 受験願書の提出期間
令和4年6月6日（月）から17日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年4月26日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
中央病院院内LAN設備機器の借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
中央病院院内LAN設備機器 1式
（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
令和4年11月1日から令和9年10月31日まで
 - (5) 借入場所
愛媛県立中央病院
（愛媛県松山市春日町83番地）
 - (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794
 - (2) 入札書の受領期限
令和4年6月9日（木）午前9時から同月13日（月）午後1時29分まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和4年6月13日（月）午後1時30分
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和4年5月30日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: LAN equipment in the Centoral Hospital , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 13 Jun 2022
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794